第3次函南町男女共同参画計画（案）

目　　次

第1章　計画の策定にあたって

１ 計画の趣旨 …… 1

第2章　計画の基本的な考え方

１ 計画の基本理念 …… 2
２ 計画の基本目標 …… 2
３ 計画の体系 …… 3
４ 目指す姿 …… 4
５ 計画の期間 …… 4

第3章　町の現状と課題

１ 人口･世帯の状況 …… 5
　(1)町の年齢3区分別人口の推移 …… 5
２ 労働力･就業の状況 …… 6
　(1)女性の就業についての現状 …… 6
　(2)性別による男女の役割分担意識について …… 6
３ 政策の場における女性の状況 …… 7
　(1)審議会等における女性委員の割合 …… 7
　(2)政策の場における女性委員の割合 …… 7
　(3)行政の場における女性の現状 …… 8

第4章　計画の内容

基本目標1　すべての人がともに認め合う人づくり …… 9
基本目標2　すべての人がともに参画する社会づくり …… 11
基本目標3　すべての人がともに働きやすい環境づくり …… 12
基本目標4　すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり …… 13

第5章　計画の推進

１ 庁内における計画の推進 …… 15
２ 住民、各種団体や企業との連携 …… 15
３ 国及び県との連携 …… 15
４ 数値目標の設定による推進 …… 15

用語解説 …… 16

資料 …… 18

第1章　計画の策定にあたって

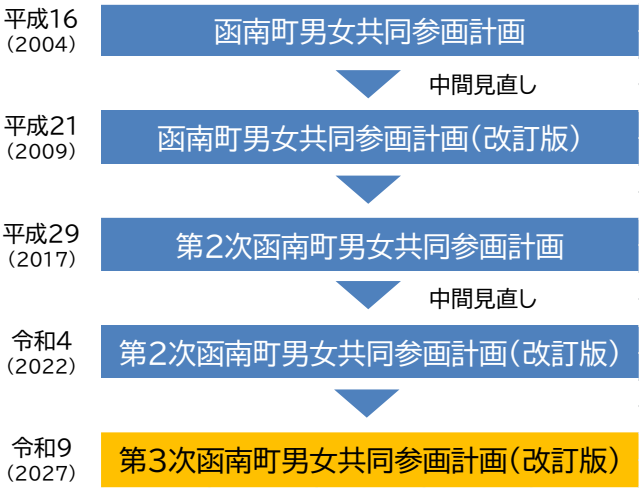
1　計画の趣旨

中東情勢や円安に伴う物価高騰などにより社会を取り巻く環境は刻々と移り変わり、個人の価値観やライフスタイルも急激に変化しています。また、地震や豪雨など度重なる災害に見舞われる中で、非常時における地域の課題も浮き彫りになっています。

各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変わっていく中で、固定的な性別役割分担意識[*1] やこれを反映した慣習は改善されつつありますが、いまだに残る思い込みや差別意識は、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

すべての人の人権を尊重し、女性の就業拡大や昇進における差別の撤廃、性的嫌がらせや暴力の根絶、また性的マイノリティを始めとする多様な人が互いを認め合うことができる豊かで活力のある社会の実現、一人ひとりのウェルビーイング[*2] の向上が求められています。

函南町は、男女共同参画計画の推進に関する基本的な計画として平成16（2004）年に「函南町男女共同参画計画」を策定し、平成21（2009）年に改訂版を策定しました。その後、平成29（2017）年に「第2次函南町男女共同参画計画」（以下「前計画」という）を策定し、令和4（2022）年に改訂版を策定しました。前計画の期間が令和9（2027）年3月を以て終了することを受け、これからの社会情勢に対応する「第3次函南町男女共同参画計画」（以下「本計画」という）を策定します。



ジェンダー[*3]の平等は基本的人権であるだけでなく、平和かつ豊かで持続可能な世界に必要な基盤でもあるとして、令和12（2030）年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに位置づけられています。



第2章　計画の基本的な考え方

本計画は、前計画の内容を基本とし、前計画の基本理念や基本目標を引き継いだ上で、前計画における成果指標の達成状況や、「第七次函南町総合計画」の基本目標4「豊かに学び未来を担う人材を育むまち」の取り組み施策「みんなが活躍できる場の推進」を図ること、令和8（2026）年4月に静岡県が策定した「第4次静岡県男女共同参画基本計画」の内容等を踏まえ、修正を加える方法で策定します。

1　計画の基本理念

（1）すべての人の人権の尊重

人は法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが行われてきましたが、十分な実現に至っていません。男女共同参画社会の実現のためには、性別による差別的な扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、そして人権が尊重されることが重要です。

（2）社会における制度または慣習についての配慮

固定的な性別役割分担意識などを反映した社会の制度や慣習が、男女共同参画社会の形成を妨げるおそれがあることから、その影響に配慮することが必要です。

（3）政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が社会の対等な構成員として、行政や企業地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同参画する機会が確保されることが必要です。

（4）家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が社会に参画するためには、子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家庭の構成員が協力し合い、それ以外の活動と両立できるようにすることが必要です。

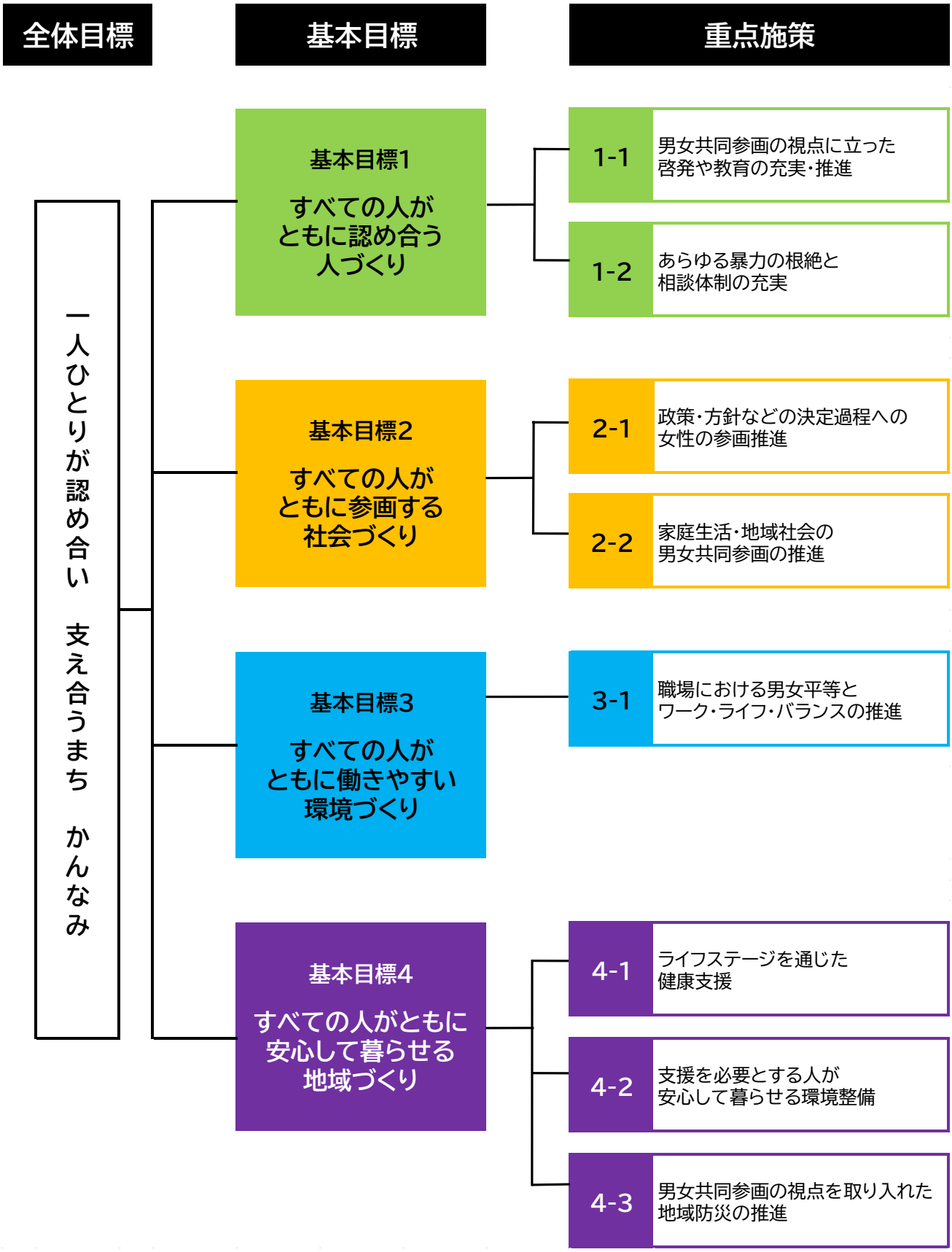
（5）国際的協調

男女共同参画の取り組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることから、国際的な視点で施策を推進することが重要です。

2　計画の基本目標

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
すべての人がともに認め合う人づくり	すべての人がともに参画する社会づくり	すべての人がともに働きやすい環境づくり	すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり

3　計画の体系


全体目標
基本目標
重点施策
一人ひとりが認め合い　支え合うまち　かんなみ
基本目標1
すべての人が
ともに認め合う
人づくり
1-1
男女共同参画の視点に立った
啓発や教育の充実・推進
1-2
あらゆる暴力の根絶と
相談体制の充実
基本目標2
すべての人が
ともに参画する
社会づくり
2-1
政策・方針などの決定過程への
女性の参画推進
2-2
家庭生活・地域社会の
男女共同参画の推進
基本目標3
すべての人が
ともに働きやすい
環境づくり
3-1
職場における男女平等と
ワーク・ライフ・バランスの推進
基本目標4
すべての人がともに
安心して暮らせる
地域づくり
4-1
ライフステージを通じた
健康支援
4-2
支援を必要とする人が
安心して暮らせる環境整備
4-3
男女共同参画の視点を取り入れた
地域防災の推進

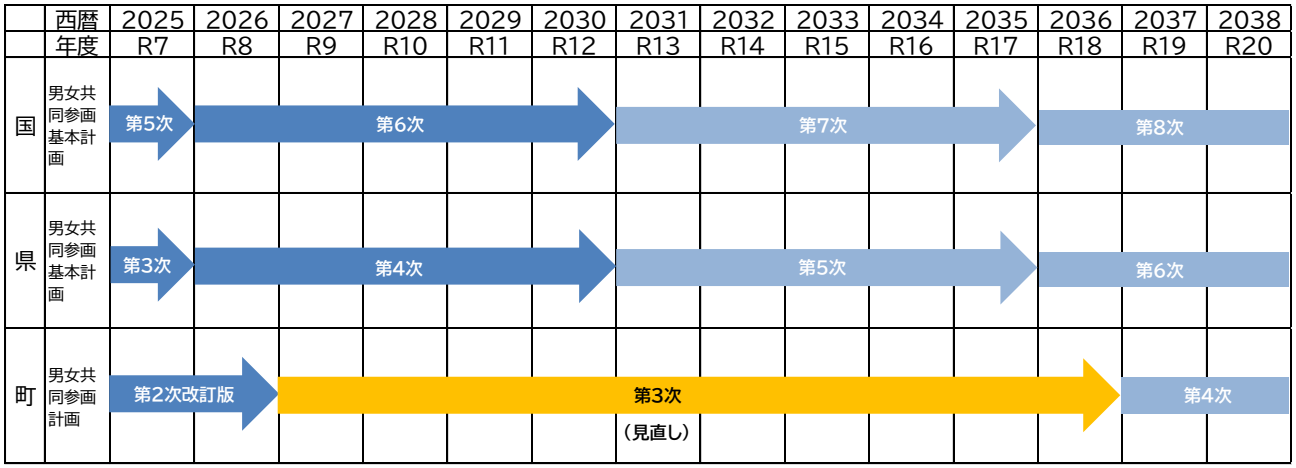
4　目指す姿

「一人ひとりが認め合い　支え合うまち　かんなみ」

男女共同参画とは、性的マイノリティを含むすべての個人が、性別（ジェンダー）に縛られず、社会のあらゆる場面で個性と能力を発揮し、意思決定し、主役として活躍できる社会を目指すものです。その考え方を踏まえ、本計画では前計画から引き続き「一人ひとりが認め合い　支え合うまち　かんなみ」を目指します。

5　計画の期間

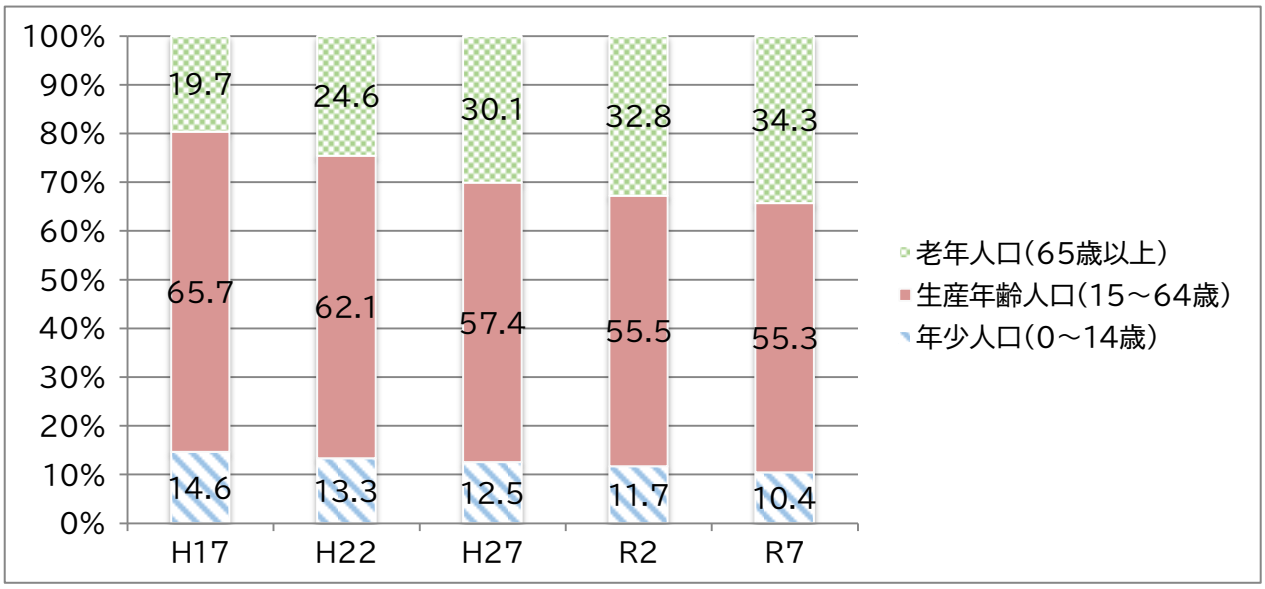
本計画の期間は、令和9（2027）年4月から令和20（2038）年3月までの10年間とします。期間中は、社会情勢の変化や成果指標の達成状況などを踏まえ、必要に応じ中間見直しを行います。



第3章　町の現状と課題

1　人口・世帯の状況

(1)町の年齢3区分別人口の推移



(国勢調査)

町の人口(単位:人)

	H17	H22	H27	R2	R7
総人口	38,803	38,541	37,661	36,794	34,757
増減	－	▲262	▲880	▲867	▲2,037

(国勢調査)

町の総人口は、令和7年国勢調査の時点で34,757 人であり、平成22(2010)年から続いている人口減少が加速していることが分かります。

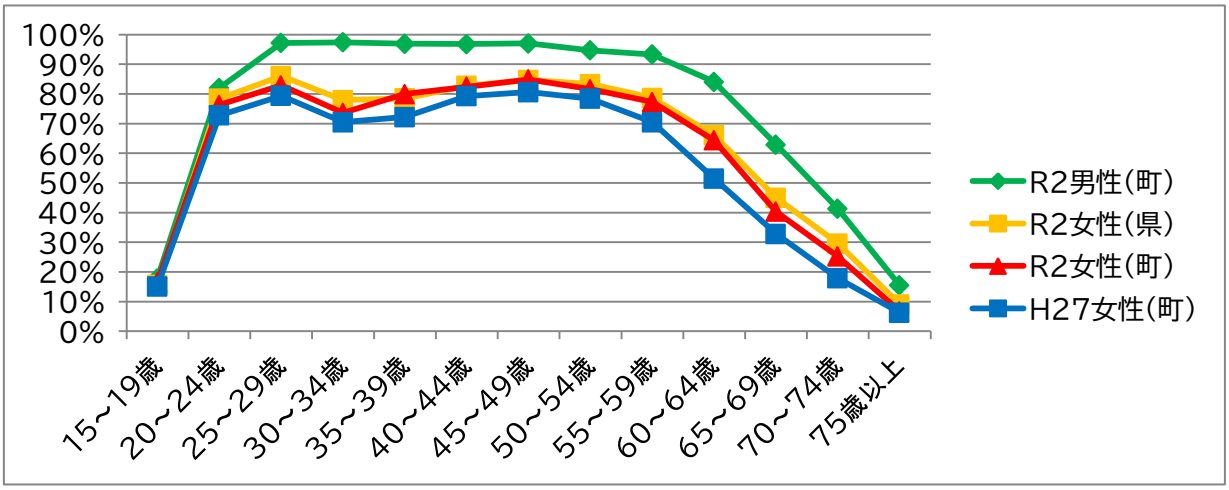
年齢3区分別人口は、年少人口(0～14 歳)が 10.4%、生産年齢人口(15～64 歳)が 55.3%、老年人口(65 歳以上)が34.3%となっています。総人口に対する年少人口の比率は、平成27(2015)年から令和2(2020)年まで5年間隔で総人口の約1%(約400人)ずつ減少しており、令和2(2020)年から令和7(2025)年までの5年間でも1.3%減少しています。一方で、老年人口の比率は少しずつ増加し、平成22(2010)年から平成27(2015)年までの5年間で16.8%、平成27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間で2.7%、令和2(2020)年から令和7(2025)年までの5年間で1.5%増加し、少子高齢化は進行し続けています。

人口減少や少子高齢化は今後も進行することが予想されます。人口減少や少子高齢化の進行による経済活動の担い手の減少の対策として、あらゆる人が生涯にわたって活躍し続けることができる環境の整備に継続して取り組む必要があります。

2 労働力・就業の状況

(1)女性の就業についての現状

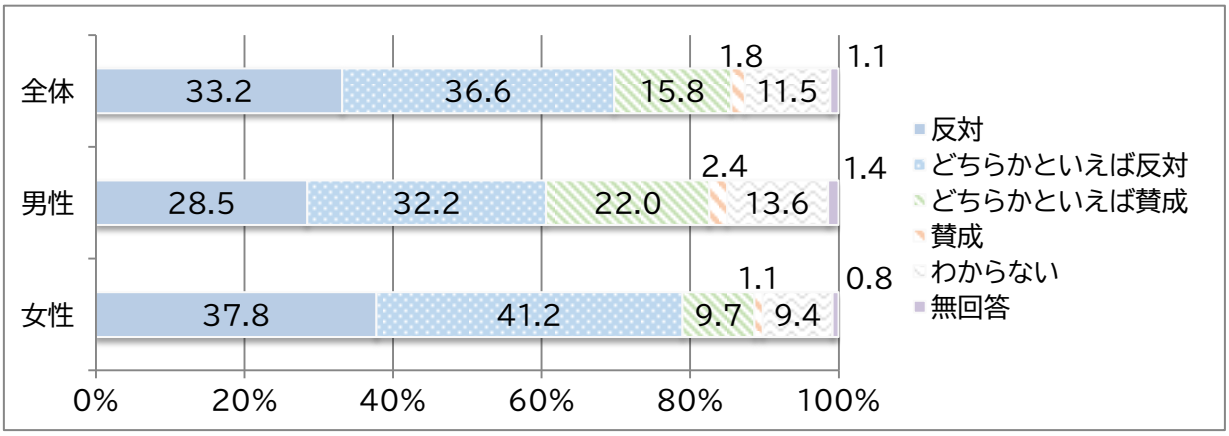
性別・年代別の労働力率の状況



(国勢調査)

町の女性労働力率は、県と共通した傾向を示しており、20歳代は高く、ライフステージの変化に伴い30歳代で低下し、40歳代になると再び上昇する「M字カーブ」を描いています。また、平成27(2015)年の数値と比較すると、町の女性の労働力率はすべての年代で上昇しています。特に50歳代後半から60歳代、70歳代前半の女性の労働力率の上昇幅が大きく、生産年齢として定義される64歳を超えても社会で活躍し続けている人が増えていることが分かります。

(2)性別による男女の役割分担意識について

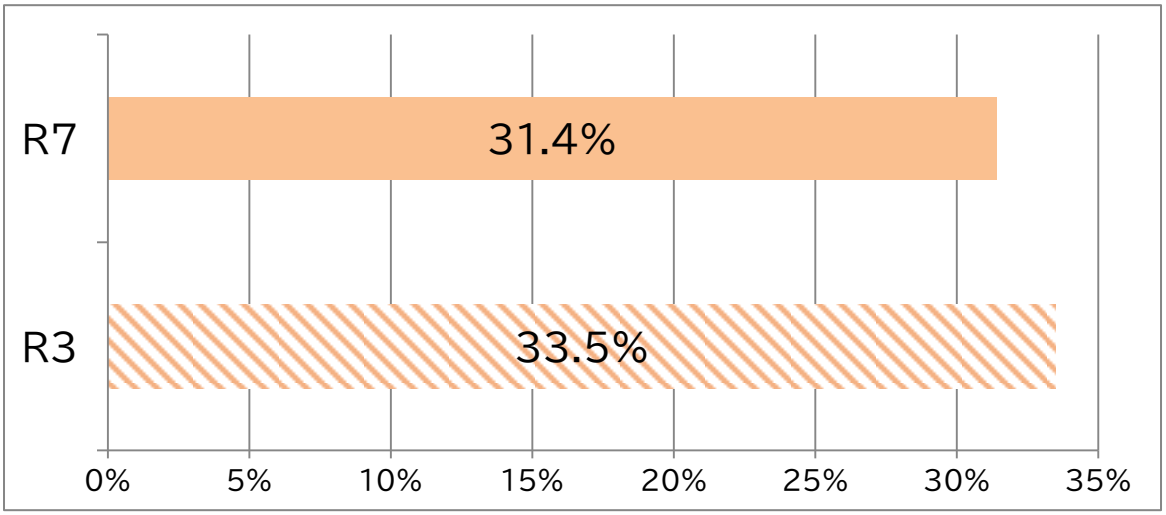


(令和6年度「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」)

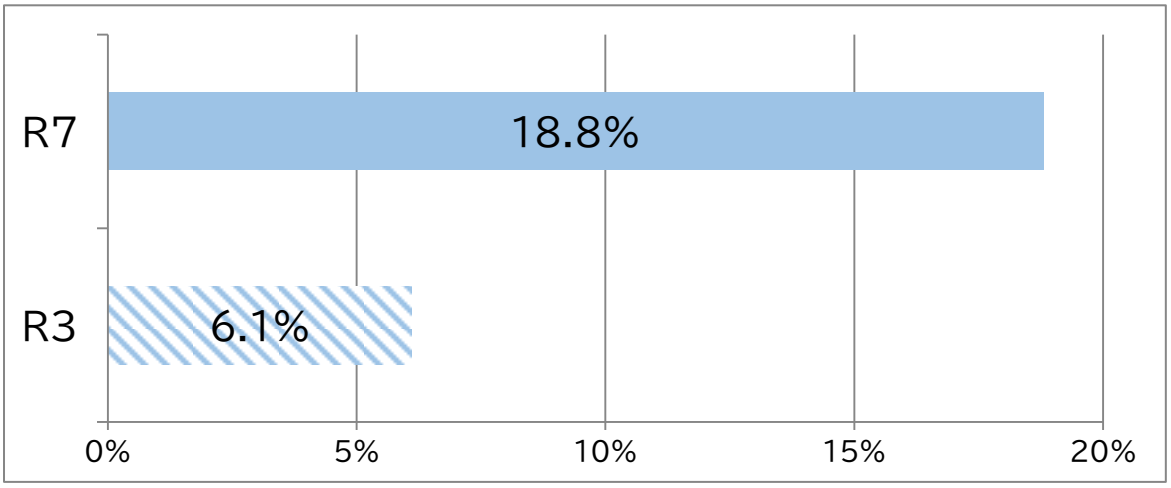
県は、令和6年度「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」において、固定的な性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というように男女の役割を固定的に考えること)について調査を行いました。結果は、反対(反対、どちらかといえば反対)が69.8%、賛成(賛成、どちらかといえば賛成)が17.6%となっています。性別ごとの反対の割合は、男性は60.7%、女性は79.0%で、男性は女性と比べ約20%低い結果となっています。固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合には、依然として男女間に大きな差がみられます。

3　政策の場における女性の状況

(1)審議会等における女性委員等の割合



(2)政策の場※における女性委員等の割合



※町議会議員、農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、固定資産税評価審査委員を指す。

女性の活躍を後押しする国の施策として「改正女性活躍推進法」が施行されたことにより、令和4(2022)年4月から、101人以上の事業主に一般事業主行動計画の策定・届出及び自社の女性活躍に関する情報公表が義務付けられるなど整備が進んでいます。令和7(2025)年時点の審議会等における女性委員等の割合は、令和3(2021)年と比べ微減となりました。一方で、政策の場における女性委員等の割合は18.8%となり、女性の参画が進んでいることが伺えます。

審議会等の中には依然として女性委員が選出されていないものがあり、反対に男性の参画が少ないものもあります。すべての審議会等に、性別の偏りなく委員等が登用されることが求められます。そのためには、すべての人が自己の意識改革を図り、幅広い職種や業務で性別にとらわれずに個性と能力を発揮できる環境づくりを推進することが必要です。

（3）行政の場における女性の現状（町女性職員の役職別割合）

年度	R3						R8					
	職員数（人）		女性職員数（人）		女性職員割合（%）		職員数（人）		女性職員数（人）		女性職員割合（%）	
特別職	3		1		33.3		3		1		33.3	
部・局長職	4	47	0	9	0.0	19.1	4	55	0	18	0.0	32.7
課長級	18		3		16.7		20		6		30.0	
課長補佐級	25		6		24.0		31		12		38.7	
係長級	46		24		52.2		45		26		57.8	
主査級	64		46		71.9		65		42		64.6	
計	160		80		50.0		168		87		51.8	

令和3（2021）年には、管理職（課長補佐級～部・局長級）の職員は47人、そのうち女性の管理職の職員は9人で、管理職全体に占める割合は19.1%でした。令和8（2026）年には、女性の管理職の職員は18人となり、管理職全体に占める割合も32.7%と大幅に増加し、前計画の最終目標値である30%を達成しました。しかしながら、部・局長級への女性職員の登用実績は未だないことから、今後も　女性職員の管理職への登用推進に関する取り組みは継続して実施する必要があります。さらに、係長、主査級を含めた職員に占める女性の割合は令和3（2021）年度に50.0%、令和8（2026）年には51.8%となり、男性職員の割合を上回りました。女性職員の職域の更なる拡大と、管理職への登用を見据えたリーダーとしての資質の育成は、円滑な行政運営を行う上でさらに重要な課題となっています。

第4章　計画の内容

前計画の基本目標における具体的な施策の内容と評価指標について、施策の推進状況を鑑み、一部見直しを行いました。

基本目標1　すべての人がともに認め合う人づくり



男女共同参画社会の実現には、すべての人が互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として認め合うことが必要です。そのために、固定的な性別役割分担意識や社会慣行などを解消するための取り組みを継続する必要があります。家庭、職場、学校、地域のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習の機会や教育の充実・推進に努めます。

また、DV[*4]などの暴力は多くの女性を含む被害者の人権を著しく侵害する行為です。男女共同参画社会の実現を大きく妨げるあらゆる暴力の根絶を目指します。

施策1－1　男女共同参画の視点に立った啓発や教育の充実・推進

具体的な内容	担当課
職場、家庭、地域のさまざまな場面に根強く残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[*5]など、すべての人の人権尊重に繋がる知識の啓発、広報活動を、学校教育や生涯学習の場において実施します。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
子どもたちが性的マイノリティの理解や性に関する適切な知識を身につけ、自身と他者をともに尊重する行動をとれるよう、発達段階に応じた啓発、教育を推進します。	学校教育課 子育て支援課
子どもを持つ家庭や女性団体、グループなどに男女共同参画を学ぶ機会を提供し、活動を支援することで、家庭や地域の身近なところから男女共同参画を実践するきっかけづくりを行います。	生涯学習課 子育て支援課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というように男女の役割を固定的に考えること）にとらわれない人の割合	69.8%※1	70.0%	75.0%	継続
家庭教育支援講演会及び家庭教育講座の参加者に占める男性の割合	0%※2	5.0%	10.0%	新規

※1　令和6年度「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」において、固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というように男女の役割を固定的に考えること）に「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人の割合

※2　令和7年度実績

施策1－2　あらゆる暴力の根絶と相談体制の充実

具体的な内容	担当課
あらゆる暴力の加害者と被害者を生み出さないため、DVやセクシャル・ハラスメント*6などの行為は人権侵害であるという認識を子どもたちが正しく持つことができるよう、学校教育の場における学習の機会を充実させます。	学校教育課
DV、セクシャル・ハラスメント、児童虐待などの人権侵害行為に対し、被害者の早期発見、適切な保護、指導を図るため、関係機関との連携を強化します。	子育て支援課
DV、セクシャル・ハラスメント、児童虐待、人権に関することなどに対応する相談窓口を広く周知します。また、相談者に対して適切な情報提供及び助言を行うことができるよう相談体制の確立を目指します。	生涯学習課 子育て支援課 住民課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
「心の健康観察*7」を実施している町内小中学校の割合	57.0%	100%	100%	新規
「女性に対する暴力をなくす運動」に関連したDV被害防止のための啓発活動の実施	0回	1回/年	2回/年	新規

基本目標2　すべての人がともに参画する社会づくり



すべての人が、社会の対等な構成員として、行政や企業などにおける政策や方針決定の場に参画し、さまざまな人の視点や意見を反映することは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。

地域には、組織や団体の長への就任について男性を優先させる習慣が根強く残っています。それぞれの人の意識改革を図るとともに、すべての人が幅広い職種や業務で個性と能力を発揮できる環境づくりを推進するとともに、女性の参画の拡大に向け、町が率先して積極的な取り組みを進めます。

施策2－1　政策・方針などの決定過程への女性の参画推進

具体的な内容	担当課
町が設置する各種審議会、委員会その他団体の委員に女性の積極的登用を図り、女性委員の割合を引き上げるとともに女性のいない審議会等の皆減に努めます。	設置する各課
町女性職員の能力に応じた管理職への登用、職域の拡大を積極的に促進するとともに研修の充実を図り、女性リーダーの育成に努めます。	総務課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
審議会等における女性の登用率	31.4%	33.0%	40.0%	継続
課長補佐級以上の女性の管理職の割合	32.7%	40%以上	40%以上	継続

施策2－2　家庭生活、地域社会の男女共同参画の推進

具体的な内容	担当課
家庭生活における男性の家事や子育て、介護などの参画促進を目的とした講座や教室を開催します。	健康づくり課 子育て支援課 生涯学習課
町民の地域活動への参画を促進するための講座の開設や情報の提供を行い、性別にかかわらず誰もが参加しやすい機会を提供するとともに自治会の役員に女性の積極的登用を図り、地域交流を促進します。	企画財政課 福祉課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
お母さんとお父さん（パートナー）が協力して家事・育児を行っている割合（健やか親子21 アンケートより）	87.0%	89.7%	90.0%	維持
役員（区長・副区長・会計）に女性が登用されている自治会の割合	17.6%	20.0%	20.0%	維持
ブロック懇談会及び地域懇談会の参加者に占める女性の割合	―	20.0%	20.0%	維持

基本目標3　すべての人がともに働きやすい環境づくり



すべての人が職場において対等なビジネスパートナーとして働き、個人の能力を十分に発揮できるよう、就労の場における男女平等をさらに促進します。

また、ワーク・ライフ・バランス*8の視点に立ち、すべての人が子育てや介護など家庭での役割を積極的に担い、責任を果たすことができるよう啓発に努めるとともに、仕事に就いている人が家庭での役割と仕事を両立させることができる環境づくりを推進します。

施策3－1　職場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な内容	担当課
働く側、雇用する側の双方に対し、すべての人の均等な機会と待遇を確保する男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の各種制度の周知を図り、制度の活用を働きかけます。	総務課 産業振興課 生涯学習課
長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率向上、働き方改革の必要性と効果などの情報を、町職員や教職員、民間企業などを対象に周知を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	総務課 学校教育課 産業振興課
保育所の延長保育、低年齢児の受け入れ、病児保育*9、在園児以外の一時預かりの実施、留守家庭児童保育所（学童）*10の効率的な運営など、子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
町職員年次有給休暇の平均取得日数	12 日	13 日	14 日	新規
町男性職員の育児休業取得率	21.4%	50.0%	70.0%	継続

基本目標4　すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり



充実した生活を送り、社会で活躍するためには、健康であることが基盤となります。多様な性をもつすべての人が、生涯にわたり、心身ともに健康であり続けるための支援の充実が必要です。また、支援を必要とする人がいつでも相談したり、サポートを受けたりすることができる地域づくりを推進します。

特に防災の分野において、男女共同参画の視点を取入れ、すべての人が互いに配慮し合える地域防災の実現を目指す取り組みを推進します。

施策4－1　ライフステージを通じた健康支援

具体的な内容	担当課
女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援や生涯にわたる健康の包括的な支援をとおし、プレコンセプションケア*11の普及啓発や不妊症・不育症への相談支援を推進し、すべての女性が輝く社会を目指します。	健康づくり課
学校において、児童生徒の発達段階に応じた心と体の健康教室や性教育の充実に努め、若年層における薬物、飲酒、喫煙に対する注意喚起を継続的に行います。	学校教育課 健康づくり課
各種教室や検査、健診体制の充実に努め、健康づくりに関する講座の開催による情報提供、家庭や職場における悩みやストレスなどに関する相談機能の充実に取り組みます。	健康づくり課 福祉課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
がん検診（大腸がん検診）受診率 （健康増進事業報告国保被保険者より）	13.6%	14.0%	15.0%	新規
児童・生徒の発達段階に応じた「命の安全教育*12」を実施している町内小中学校の割合	14.3%	50.0%	100%	継続

施策4－2　支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備

具体的な内容	担当課
性の多様性を正しく理解するための啓発活動や、各種様式などの男女標記欄の見直しをするなど、当事者に対する配慮を継続します。	関係する各課
健康寿命の延伸を図るため、ライフステージに応じた健康教育や、心の健康について理解を深める講座（出前講座など）の実施、情報発信を推進します。	福祉課 健康づくり課
障がいのある人が自立した生活を送り、スポーツや文化活動など多方面で社会参加が図れるよう、手話通訳や点字などの情報保障や障がいへの理解を深める広報活動を推進します。	福祉課 生涯学習課
障がいのある人やその家族、ひとり親家庭、引きこもり家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、必要な情報提供や相談体制、就業支援、経済的支援、日常生活支援などの充実を図ります。	福祉課 学校教育課 子育て支援課 健康づくり課
包括的相談支援体制（まるごとサポート）[*13]を整備し、性別や年齢を問わず誰もが気軽に相談できる環境をつくります。専門スタッフの配置や関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な支援を提供します。	福祉課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
シニアクラブや地域の団体に対する健康などについての出前講座の実施回数	18 回	20 回	22 回	継続

施策4－3　男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の推進

具体的な内容	担当課
女性防災リーダーの育成や自主防災組織マニュアルなどの見直しの働きかけ、防災に関する方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、女性の視点を取り入れた避難所の運営や災害用備蓄物品の整備などの防災計画を策定します。	地域安全課
消防団への女性の入団を促進し、防災分野への女性の参画を拡大します。	地域安全課

評価指標	現状値	中間目標値	最終目標値	前計画から
防災出前講座の実施件数	15 回/年	20 回/年	20 回/年	新規
消防団の女性団員数	5 人	7 人	10 人	継続

第5章　計画の推進

1　庁内における計画の推進

本計画は、町政のあらゆる領域にわたる計画であることから、その推進にあたっては、庁内の横断的な連携が必要となります。本計画に掲げた基本理念などの実現に向け、庁内で本計画を共有し、数値目標や重点施策にある各課の施策などが、男女共同参画の視点をもって展開されるよう取り組んでいきます。

2　住民、各種団体や企業との連携

職場、家庭、地域、学校など、あらゆる分野での男女共同参画の実現に向け、学校の授業や生涯学習講座などの実施、相談体制の更なる充実を図り、一人でも多くの人に理解していただけるよう、各種住民団体や企業と行政が連携し計画を推進します。

3　国及び県との連携

ジェンダー、性的マイノリティ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど、男女共同参画に関する考え方や社会情勢の急激な変化が起きています。この変化に対応できるよう、国や県、周辺市町、関係機関と連携を強め、情報の収集、広報、啓発などの推進を図ります。

4　数値目標の設定による推進

本計画では、前計画において設定した施策の具体的な内容と指標を引き継いだ上で、その達成状況などを鑑み、評価指標の再設定や数値目標の見直しを行いました。4つの基本目標である「すべての人がともに認め合う人づくり」「すべての人がともに参画する社会づくり」「すべての人がともに働きやすい環境づくり」「すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり」を推進し、全体目標の「一人ひとりが認め合い　支え合うまち　かんなみ」達成に向け、計画の推進に取り組みます。

【用語解説】

*1　固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

*2　ウェルビーイング

身体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態（Well-being）にあること。

*3　ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

*4　DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

*5　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と、それを享受する権利。具体的には、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得られることと、その権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが子どもを持てる最善の機会を得られるような適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。

*6　セクシャル・ハラスメント

性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行動によって相手に不利益を与えたり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等、相手が不快に感じたりする行為。

*7　心の健康観察

一人一台端末などを用い、子どものSOSや心の変調を早期に発見し適切な支援につなげるための取り組み。

*8　ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

*9 病児保育

保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院、診療所、保育所などにおいて病気の児童を一時的に保育する場。町では、病児、病後児保育事業を行うことで、安心して子育てができる環境を整備している。

*10 留守家庭児童保育所

放課後や長期休暇中に保護者が家庭にいない児童に対し、遊びを主とする児童の健全育成活動を行い、児童の育成・指導に資することを目的として設置、運営される施設。町内に、東部、西部、中部、北部、丹那の5か所を開設。

*11 プレコンセプションケア

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み。

*12 命の安全教育

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度などを発達段階に応じて身に付けることを目指す取り組み。

*13 包括的相談支援体制（まるごとサポート）

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。通称、函南町まるごとサポート事業。

資　料

① 男女共同参画社会基本法（p.19）

② 静岡県男女共同参画推進条例（p.26）

③ 男女共同参画社会に向けた国内外の動き（p.30）

男女共同参画社会基本法

発　　令:平成11年6月23日号外法律第78号
最終改正:平成11年12月22日号外法律第160号
改正内容:平成11年12月22日号外法律第160号[平成13年1月6日]

〇男女共同参画社会基本法
[平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号]
[総理大臣署名]

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文
第一章　総則(第一条―第十二条)
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条―第二十条)
第三章　男女共同参画会議(第二十一条―第二十八条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（令七法八〇・追加）

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計

画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（令七法八〇・追加・一部改正）

（人材の確保等）

第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（令七法八〇・追加）

（調査研究）

第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（令七法八〇・旧第十八条繰下・一部改正）

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援す

るため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（令七法八〇・追加）
（国際的協調のための措置）
第二十条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（令七法八〇・旧第十九条繰下）

第三章　男女共同参画会議
（平一一法一〇二・全改）
（設置）
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
（平一一法一〇二・全改）
（所掌事務）
第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
（平一一法一〇二・全改）
（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。
（平一一法一〇二・全改）
（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2　議長は、会務を総理する。
（平一一法一〇二・全改）
（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（平一一法一〇二・全改）

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（平一一法一〇二・全改）

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（平一一法一〇二・全改）

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一一法一〇二・全改）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則［平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄］

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日［平成一三年一月六日］から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　［略］

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十　［略］

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。［略］。

附　則（令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日［令和八年四月一日］から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

静岡県男女共同参画推進条例

平成13年7月24日

条例第46号

改正平成19年3月20日条例第42号

静岡県男女共同参画推進条例をここに公布する。

静岡県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章　総則（第1条―第5条）

第2章　男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条―第13条）

第3章　静岡県男女共同参画会議（第14条―第16条）

附則

男女の人権が性別にかかわりなく尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2　この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条　県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する

活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（一部改正〔平成19年条例42号〕）

（県民の責務）

第4条　県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

（民間の団体の責務）

第5条　民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

（1）　当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。

（2）当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章　男女共同参画の推進に関する総合的対策

（基本的施策）

第6条　県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

（1）男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。

（2）男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。

（3）県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。

（4）家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。

（5）職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との自立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。

（6）男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。

（7）男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。

（8）産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。

（9）その他男女共同参画を推進するために必要な施策

（一部改正〔平成19年条例42号〕）

（基本計画の策定）

第7条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値

（3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第8条　知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（広報活動）

第9条　知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（男女共同参画の日）

第10条　県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（苦情又は相談の申出の処理）

第11条　知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

（民間の団体の協力）

第12条　知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章　静岡県男女共同参画会議

（設置及び所掌事務）

第14条　県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

（1）基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

（2）知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

（3）県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

（4）前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織及び委員）

第15条　参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第16条　この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成19年3月20日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会に向けた国内外の動き

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
昭和60 (1985)	・「国際婦人の十年」世界会議	・「男女雇用機会均等法」、「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61 (1986)		・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行	・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置	
昭和62 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・生活環境部に「婦人課」、労働部に「就業婦人室」設置	
平成元 (1989)	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領改訂(高校家庭科の男女必修等)	・「婦人総合センター基本計画」策定	
平成3 (1991)		・「育児休業法」公布	・「婦人のための静岡県計画」策定	
平成4 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任		
平成5 (1993)	・世界人権会議	・「パートタイム労働法」公布、施行	・「静岡県女性総合センターあざれあ」開館	
平成6 (1994)	・第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議	・「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置		
平成7 (1995)	・第4回世界女性会議	・「育児・介護休業法」成立		
平成8 (1996)	・ILO総会「家内労働に関する条約」採択	・「男女共同参画審議会」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定	
平成9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」改正、公布 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン推進計画(アクションプログラム」策定	
平成11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」、「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定	
平成12 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおか第2次推進計画」策定 ・「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称	

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
平成13 （2001）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・「男女共同参画会議」設置	・「静岡県男女共同参画推進条例」公布、施行 ・「静岡県男女共同参画会議」設置	・第1回函南町女性議会
平成14 （2002）		・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センターを県女性相談センターに設置	
平成15 （2003）		・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行	・「ハーモニックしずおか2010」策定 ・「しずおか男女共同参画推進会議」設立	
平成16 （2004）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書」発行	・「函南町男女共同参画計画」策定
平成17 （2005）	・「北京+10」閣僚級会合			
平成18 （2006）	・東アジア男女共同参画担当大臣会合			
平成19 （2007）		・「仕事の生活の調和憲章」及び「仕事の生活の調和推進のための行動指針」策定	・「ハーモニックしずおか2010後期実践プラン」策定	・男女共同参画学習講座 ・「第5次函南町総合計画」策定
平成20 （2008）		・「女性の参画加速プログラム」策定		・女性消防団員導入
平成21 （2009）	・日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解	・「次世代育成支援対策推進法」一部改正 ・男女共同参画シンボルマーク決定		・「函南町男女共同参画計画（改訂版）」策定
平成22 （2010）	・国連婦人の地位委員会	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		
平成23 （2011）	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関」発足		・「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定	
平成25 （2013）		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・「若者・女性活躍推進フォーラム」開催、提言	・「男女共同参画の視点からの防災手引書」発行 ・「第2次男女共同参画基本計画・第2期実践計画」策定	
平成26 （2014）	・国連婦人の地位委員会	・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム		・「第2次函南町健康増進計画」策定
平成27 （2015）	・国連防災世界会議（仙台）	・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍推進法」成立		・「町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
平成28 （2016）		・「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」完全施行	・「静岡県の女性の職業生活における活躍推進に関する計画」策定	
平成29 （2017）		・「育児・介護休業法」一部改正	・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」策定	・「第2次函南町男女共同参画計画」策定
平成30 （2018）	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行			
令和元 （2019）	・「W20」日本開催（「第5回WAW！」と同時開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「DV法」一部改正 ・「男女雇用機会均等法」一部改正		
令和2 （2020）	・第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」	・「第5次男女共同参画基本計画」策定		
令和3 （2021）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律一部改正、施行 ・「育児・介護休業法」一部改正	・「第3次静岡県男女共同参画基本計画」策定 ・「女性活躍加速化リーダー・ミーティング」開催、「行動宣言」決定	
令和4 （2022）		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ・「AV出演被害防止・救済法」施行	・「ふじのくに女性活躍応援会議」において行動宣言賛同企業等を募集	・「第6次函南町総合計画」策定 ・「第2次函南町男女共同参画計画（改訂版）」策定
令和5 （2023）	・G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合（日光）	・「LGBT理解増進法」、「性的姿態撮影等処罰法」施行 ・「DV防止法」一部改正	・「静岡県パートナーシップ宣誓制度」運用開始	
令和6 （2024）		・「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」一部改正	・全市町における男女共同参画計画の策定達成	
令和7 （2025）	・第4回世界女性会議30周年記念ハイレベル会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、「男女共同参画社会基本法」一部改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」公布		・「第3次函南町健康増進計画」策定
令和8 （2026）			・「第4次静岡県男女共同参画基本計画」策定	

第3次函南町男女共同参画計画

編集・発行　函南町教育委員会教育部生涯学習課
〒419-0122　静岡県田方郡函南町上沢 81 番地
電話　055-979-1733　FAX　055-979-1744